

■ 宴会場ご利用についてのお願い(宴会場利用規約) ■

横浜国際船員センター(ナビオス横浜)では、宴会場のご利用にあたって、下記の通り規約を定めておりますので予めご了承くださいますようお願いいたします。

1.宴会時間と追加室料

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は所定の追加室料を頂戴いたします。但し、次に控える宴会使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、ご了承ください。また、21時以降のご利用につきましては所定の室料以外に別途割増料金を申し受ける場合がございます。

2.有料人数の算定

料理・飲物を用意する人数(以下、有料人数と称します)については、宴会等の開催日の10日前までに当館の担当係員にご通知頂き、最終有料人数は3日前までにご通知下さい。それ以降は手配が完了しておりますので、有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴します。なお、料理の注文は出席者人数分のオーダーをお願いしております。

3.内金(予約金)

宴会場の予約をいただいた場合、期限を定めて予約金(前受金)を申し受ける場合がございます。金額は、ご宴会内容により当館より提示させていただきます。

4.取消料と期日・会場変更料

お客様のご都合により、すでにご予約いただいたご宴会等をお取消しになる場合、あるいは、期日・使用宴会場の変更をされる場合は、別項の取消料、もしくは変更料を申し受けます。なお、ご予約金は取消料金に充当し、残額があれば返金いたします。

5.装飾・余興等の手配と諸注意

宴会等に関連する装飾、音楽、余興、およびコンパニオン等につきましては、当館より指定業者に手配させていただきます。お客様が直接、当館の指定する業者以外の業者にご依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当館にご連絡をいただき、了承を得た後にご手配ください。(当館の事前の同意を得ないで、直接業者にご依頼なされることはご遠慮ください)

特に 演出にエレクトロニックギターやトランペット、太鼓等の高音を発する楽器および機器のご使用はご遠慮を頂いております。あらかじめご了承ください。

また、当館の了承のもとに、お客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機器および材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズ、その他取り付け方法の決定、或いは設置場所の設定等につきましては、当館の美観、導線などをふまえて一定のルールのもとに実施していただくよう、当館がその業者の方々にご指示申し上げます。

7.損害賠償

お客様(お客様側のすべての関係者を含みます)、及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、当館の施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して当館よりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修復を行うか、またはその損害賠償金をご負担いただきます。

8.禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでお願い申し上げます。

- 1) 犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類等のお持込み。(身体障害者補助犬は除く)
- 2) 発火、または引火性の品物のお持込。
- 3) 悪臭を発するもののお持込。
- 4) とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様のご迷惑になるような言動。
- 5) 備品、付帯設備等の移動。
- 6) 飲食の持ち込みと持ち帰り。
- 6) 使用目的以外のご利用、および会場以外での作業や催事事項。
- 7) 第三者に会場の一部、または全部の使用権の譲渡、もしくは転貸すること。
- 8) その他、法令で禁じられている行為。

9.解約

宴会等にご出席のお客様が法令、または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、或いは他のお客様にご迷惑をお掛けすると当館が判断した時、またはこの「宴会場ご利用についてのご案内」に違反された場合は、ご宴会等のお申込みをお断りするか、または既にご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので、予めご了承ください。

10.取消し料(第4項に掲げる取消料・変更料)

宴会・会議等

取消日	取消料・変更料	
	宴会利用	会議利用
6ヶ月～開催60日前	ご予約いただいた会場の会議室料の1時間分	
開催59日前～30日前	ご予約いただいた会場の会議室料の2時間分	
開催29日前～10日前	お見積金額の30%	
開催9前～3日前	お見積金額の50%	
開催2前～前日	お見積金額の80%	
当日	お見積金額の100%	

- 1) 会議室料金につきましては、別紙定める「会議宴会場のご案内」に記載の料金に準じます。
- 2) お見積金額は、取消日から起算して当館よりご提示した最新の金額とさせていただきます。
- 3) 複数の宴会場をご契約いただき、一部をお取消になる場合は、お取消になった宴会場分につきまして上記の適用をさせていただきます。
- 4) お客様のご都合により、設定使用料金の高い宴会場から低い宴会場へ変更なされる場合は、その差額分につきまして上記の適用をさせていただきます。
- 5) 期日の変更につきましては、原則として取消と同様の取り扱いをさせていただきます。

11.宴会等利用契約締結の拒否及び解除

<宴会等利用契約締結の拒否>

当館は、次にあげる場合において、宴会等利用契約の締結に応じません。

- 1) 宴会等利用のお客様に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者がいる場合。
- 2) 当館の他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- 3) 当館若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

<宴会等利用契約締結の解除>

宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなされるおそれがあると判断した場合、若しくは上記「宴会等利用契約締結の拒否」に該当した場合、或いはこの規約の定めに従わない場合は、既にご契約いただいた場合でも、宴会等利用契約を解除させていただきます。なお、この場合において、お客様に損害が生じる場合があっても、当館はその損害の賠償はいたしませんので予めご了承ください。